「テレワーク・デイズ2021」の参加を通じたテレワーク導入へのご協力のお願い

7月23日から東京オリンピック競技大会、また、8月24日から東京パラリンピック競技大会が開催される予定であり、両競技大会に併せて、7月19日から9月5日まで、テレワークの推進のための国民運動である「テレワーク・デイズ2021」が実施される予定です。

本国民運動は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間中の人流の抑制やテレワークを通じた多様な働き方の定着を目指し、2017年から実施してきた取り組みであり、2019年には、約3千団体、約68万人に参加いただきました。

https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210611006/20210611006.html

つきましては、お願いに当たっての資料を別添のとおりお送りさせていただきますため、ご協力 いただきますと幸いです。

何卒よろしくお願いいたします。

#### 【本件のお問合せ先】

(経済産業省「テレワーク・デイズ2021」問合せ先)商務情報政策局 情報技術利用促進課 大西、金杉、川北03-3501-2646(直通)

経済産業省 製造産業局



総務省、厚生労働省、国土交通省 同時発表

2021年6月11日

## 「テレワーク・デイズ 2021」実施方針を決定しました

経済産業省、総務省、厚生労働省および国土交通省は、6月9日に開催したテレワーク関係府省連絡会議(第11回)において、「テレワーク・デイズ 2021」の実施方針を決定しました。

経済産業省、総務省、厚生労働省および国土交通省は、関係府省・団体と連携し、 2017 年より、「テレワーク・デイズ」(夏季にテレワークの集中的な実施を呼びかける キャンペーン)を実施してきました。

6月9日に開催したテレワーク関係府省連絡会議(第11回)において、別添のとおり、「テレワーク・デイズ 2021」の実施方針を決定しました。(※)

具体的には、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間中は、選手、関係者等の移動も発生することから、人と人との接触機会の抑制や交通混雑の緩和を通じて安全・安心な大会を実現するため、7月19日~9月5日の間、テレワークの集中的な実施に取り組むこととしました。

テレワーク・デイズにおいては、テレワークの実施や支援(自社での取組における工夫やICTツール、ワークスペースの提供など)に御協力いただける方に参加登録をお願いしています。「テレワーク・デイズ 2021」の参加登録については、本日より、以下URLにて開始しますので、御協力よろしくお願いします。

https://teleworkdays.go.jp/about/

(※) テレワーク関係府省連絡会議は、総務省、厚生労働省、経済産業省及び国土 交通省の副大臣等から構成されています。第 11 回においては、新型コロナウイルス 感染症対策との連携を図る観点から、赤澤内閣府副大臣も出席しました。当日の資 料等については以下より御参照ください。

https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/kenkyu/telework\_renraku/index.html

#### 【参考】

〇 テレワークの推進(総務省)

https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/joho\_tsusin/telework/

## (本発表資料のお問合せ先)

商務情報政策局情報技術利用促進課長 田辺

担当者: 大西、金杉、川北

電話:03-3501-1511(内線 3971~6)

03-3501-2646(直通)

03-3501-6073(FAX)

## 「テレワーク・デイズ2021」 実施方針

## 1. 趣旨

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、出勤抑制の方策としてテレワークの実施が推奨されている。 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間中は、選手、関係者等の移動も発生することから、人と人との 接触機会の抑制や交通混雑の緩和を通じて安全・安心な大会を実現するため、大会の開催に合わせて集中的 にテレワーク実施に取り組む。
- ◆ さらに、大会終了後のレガシーとしてテレワークを着実に定着させていく。

## 2. 実施期間

- 「テレワーク・デイズ2021」においては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間 (オリンピック:7/23(金)~8/8(日)、パラリンピック:8/24(火)~9/5(日))を含む 7/19(月)~9/5(日)を実施期間として設定。
  - ※ オリンピックの開会前及びオリンピック閉会とパラリンピック開会の合間においても、選手や関係者の移動が予想 されるため、これらの日程についても実施期間に含める。

## 3. 実施内容

- 新型コロナウイルス対応におけるテレワークの取組の目標(出勤者の7割減)や実績も踏まえ、各社において実施期間における積極的な目標を設定し、実行することを要請する。
  - ※ 参加団体は、これまで同様、実施団体、特別協力団体、応援団体の3類型とし、3,000団体の参加を目標とする。

# 「テレワーク・デイズ2021」 実施期間

日		月	火	水	木		金	±
7/18		19	20	21	22 海の日		23 開会式 スポーツの日	24
		レワーク・デイズ2021 19 (月) ~9/5 (日)		28	29		30	31
8/1		2	3	4			オリンピック競技大会 23 (金) ~8/8 (日)	
8 閉会式		9 振替休日	10	11	12		13 13	14
15		16	17	18	19		20	21
22		23	24 開会式	25	26		27	28
29		30	31	9/1			(ラリンピック競技大会 24(火)~9/5(日)	
5 閉会式		6	7	8	9		10	11

### 「テレワーク・デイズ2021」の参加を通じたテレワーク導入へのご協力のお願い

常日頃より、経済産業行政に格別のご理解・ご協力等賜り、衷心より深く御礼申し上げます。また、新型コロナウィルスの感染防止対策の推進にご協力くださいまして、重ねまして厚く御礼申し上げます。

新型コロナ感染症防止対策の観点から、出勤者の抑制が非常に重要であり、これまでも、皆様に対し、 出勤者数の7割削減を目指すテレワーク等の実施等につきまして、ご協力のお願いを申し上げてきたとこ ろです。

また、先般、7月8日に開催されました第70回新型コロナウィルス感染症対策本部での決定により、緊急事態措置を実施すべき区域(以下、「緊急事態措置区域」という。)について、7月12日から8月22日までを期間として東京都が追加されるとともに、沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間が8月22日まで延長されました。また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下、「重点措置区域」という。)について、北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県において7月11日をもってまん延防止等重点措置を実施すべき期間が終了するとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府において、まん延防止等重点措置を実施すべき期間が8月22まで延長されました。

現下の状況において、感染の再拡大に向かうことが強く懸念され、依然として警戒が必要な状況が日本各地域で続いております。こうした状況を踏まえ、引き続き、平日の日中の人流抑制が重要となります。

来週23日から東京オリンピック競技大会、来月8月24日から東京パラリンピック競技大会が開催される予定です。両大会に併せて、テレワークの推進のための国民運動である「テレワーク・デイズ2021」が7月19日から9月5日まで実施される予定です。

テレワーク・デイズ国民運動は、テレワークを通じた多様な働き方の定着と、また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催期間中の人流の抑制を目指し、2017年から実施している取り組みです。2019年には、約3千団体、約68万人にご協力、参加いただきました。

各団体の皆様におかれましては、常日頃より、新型コロナ感染対策等において、多大なご苦労、ご不便をおかけしていることを重々承知しておりますが、何卒、団体の皆様のみならず、傘下会員各社の皆様に「テレワーク・デイズ2021」(別紙1)にご参加下さいますと共に、この期間に是非、テレワークの積極的な実施に取り組んでいただけますように、ご協力を重ねましてお願い申し上げます。

なお、テレワークの実施に当たっては、テレワークの導入支援を行う補助金・融資等の施策、導入に当たっての費用負担の課税面での考え方について、関連する HP をご紹介致します(別紙2)。

是非、出勤回避の取組に役立てていただければ幸甚でございます。何卒、よろしくお願い申し上げます。

#### (経済産業省「テレワーク・デイズ2021」問合せ先)

商務情報政策局情報技術利用促進課 大西、金杉、川北 03-3501-2646(直通)

03-3501-6073(FAX)

テレワークの導入支援を行う補助金・融資等の施策、導入に当たっての費用負担の課税面での考え方

● I T 導入補助金 (テレワーク等に必要なソフトウェア等の導入時に使える補助金)

https://www.it-hojo.jp/

- ●ⅠT活用促進資金(日本政策金融公庫の融資制度。テレワーク向け投資には深掘りした低金利が適用さ
- れます) https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11\_itsikin\_m.html
- ●国税庁FAQ(従業員に対して在宅勤務手当を支払う場合の課税されない範囲やその計算方法をわかり やすく解説されています)

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf